

新撰姓氏錄抄錄

308

17



始



新撰姓氏錄卷第十七

賀茂朝臣本系

大神朝臣同祖大國主神之後也子大田行百命

孫大賀茂都美命

一曰大賀茂  
或曰三庄

奉齋賀茂神社仍

原姓賀茂孫小田三庄次大等毗古是伴賀園

鴨穀曰去祖也小田三庄子宇麻斯賀茂三

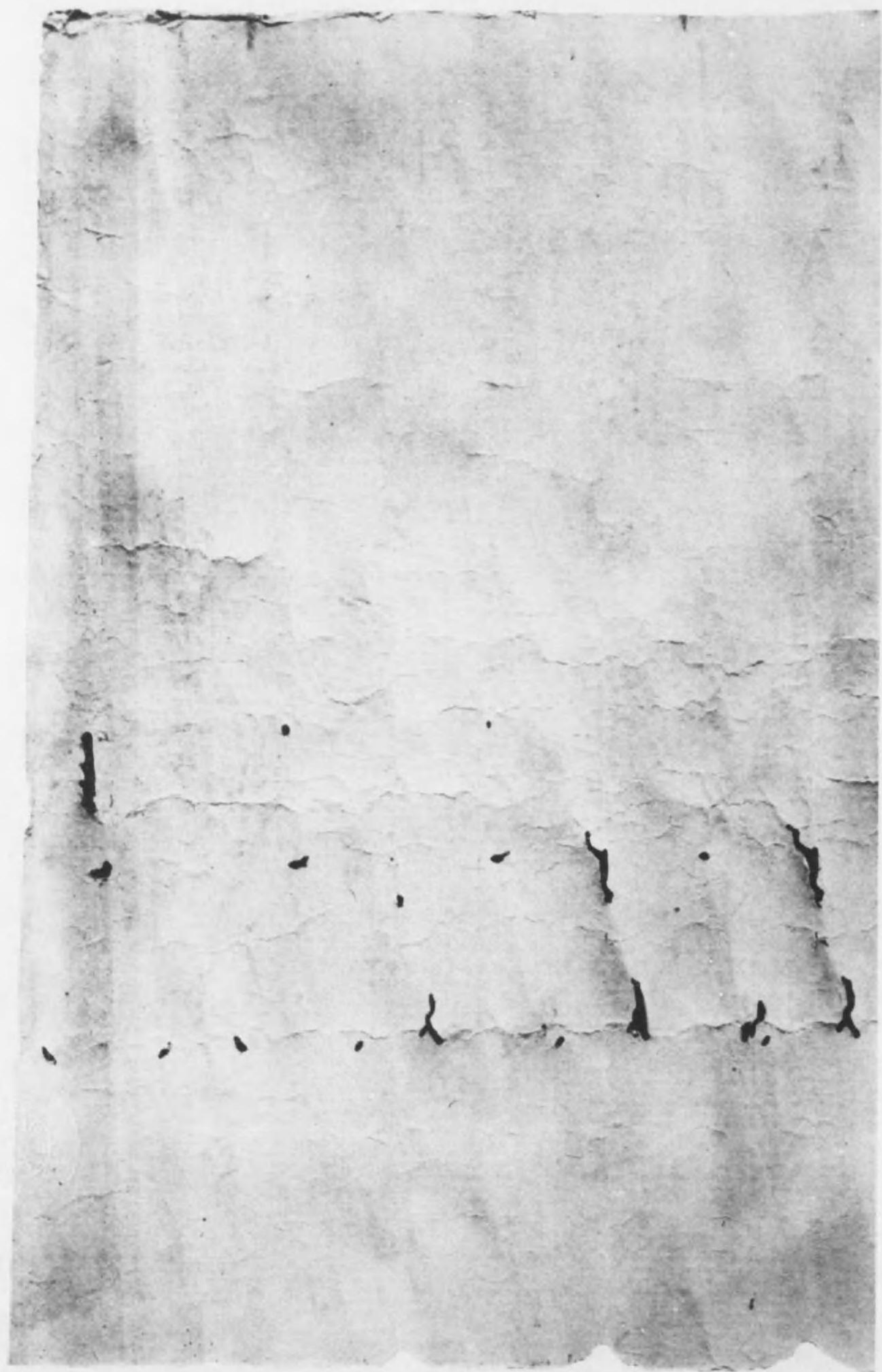


正子御多是正是正是伊豫國鴨部耆祖也次  
須多是正是正是正是正是正是正是正是正是正  
波讚波耆國賀正宿祢并鴨部耆祖也次  
小祖是正是正是正是正是正是正是正是正是正  
鴨部耆祖也須多是正是正是正是正是正是正  
祿是正是正是正是正是正是正是正是正是正  
伊豫國賀正伊豫國賀正伊豫國賀正伊豫國賀正  
是正是正是正是正是正是正是正是正是正  
十三年賜姓朝臣 今上仁二年正六位上賀正  
宿祢守正七位上開守錫春或從七位上高世

交之才廣友野長等七人同賜賀正朝下也

鴨縣主系

賀正縣主同祖祢命孫武津之身命之後也日  
本解在余度命子天皇證祢欲向中洲之時山中發  
絕踐踏失跡於是祢魂命孫鴨連耳津身命位如大  
焉朝飛奉道運達中洲 天皇嘉其有功特厚麻布  
賞天八心焉之号從此始也同賜葛野縣主与男玉  
依度命十一世孫大伴乃伎命男大屋奈世若帶度  
天皇證祢所定賜鴨縣主男荒熊男狹男世荒木男  
長屋次多如此長屋男麻作木也



紙背具注曆



庚子 廿日 丙子 水閉 本宿 代復籍

庚子 廿日 丁丑 水閉 下宿 代復籍

庚子 廿日 戊寅 水閉 代復籍

本歲對庚子月德 以冠 沐官吉

本歲對庚子月德 以冠 沐官吉

本歲對庚子月德 以冠 沐官吉

尾 苗日巳卯大除神代

太歲對歲德合春 加冠吉 畢信

木 其 苗日庚辰金滿

是外三列春 善甲五月  
太歲位春 九按秋對後 裁衣吉  
日合初三分 夜年裁

斗 其日辛巳金平代 瑞州 卿登 太歲位天其月德合 拜官吉

女 其日壬午木定 泉求

太歲位春 加冠 祠祀 油行吉

星 度 其日癸未木机

太歲位春 漢吉



元日甲申水破  
沐浴  
除手定甲

太威位威德後  
簡除棟垣吉

德治元年十月一日散位從在宿多朝在朝

散位從五位上朝多朝在朝

從五位下朝多朝在朝

從五位下朝多朝在朝

從五位下朝多朝在朝

散位從五位下朝多朝在朝

散位從五位下朝多朝在朝

散位從五位上朝多朝在朝

從五位下朝多朝在朝

高杉



鴨脚光朝氏藏 新撰姓氏錄抄錄 解説

本書は、京都鴨脚光朝氏の藏にして、楮紙三張より成る巻子なり。その寸法は堅九寸八分横は第一紙八寸八分、第二紙、堂尺二寸八分、第三紙堂尺四寸三分總長三尺六寸許なり。

本書紙背は具注冊にして、徳治二年十一月一日に勘進せるものなること著しく、それが徳治三年即ち延慶元年の冊なるを推定すべし。その存する所は十二月の二十一日より晦即ち二十九日に至る分なり。今この具注冊を見るに、斷簡にすぎずといへども、わが冊の歴史の上に重要な史料たることを見る。それは如何といふに、三正經覽を按ずるに、延慶元年十二月は大とありてその明注に「長冊、十月六十二月小共誤」と記せり。然るに、この冊は十二月の小なることを示せり。然るときに、三正經覽は理論上或は正しとすべきならむといふとも、實際の冊とは一致せぬことを示せるものなると共に、かの源川奉海の日本長冊の決して輕んずべからぬを示すといふべし。なほ又中根元主の皇和通冊もこの点に於いて誤れることを知るべきなり。

さて、本書は上述の冊の紙背を用ゐて、新撰姓氏錄を抄録せるものなり。この抄録は墨書一筆にして、昇線なく、書寫せるところ二十六行に過ぎず。その初、三行許の部分は空白にして、次に、

新撰姓氏錄卷第十七

と記し、次に一行分空白にして、次の行に

賀茂朝臣本系

と題して、その次に、二字下げとして、十五行の記事あり、次に一行に

鴨縣主本系

と題して、その次に同じく二字下げとして、八行の記事ありて、それより以下略一紙分は空白なり。かくして、その巻首、紙背に、

當社御事

と草書にて記せり。

本書は新撰姓氏錄の中より賀茂朝臣、鴨縣主の本系のみを抄出したるに止まるものにして、その内容と巻首紙背の表題とを照して考ふるに、これは賀茂神社、賀茂氏鴨氏の由緒を徴する爲に抄出せしものにして、かの眞福寺の古事記上巻抄と似たる性質のものと思はる。かゝれば、これを新撰姓氏錄と題するは、その抄出者の本旨に當らざるものあらむか。しかも今、特にかく題するは思ふ所あればなり。

新撰姓氏錄の抄本はその數、多からざるのみならず、古抄本といへるものを見ず。刊本は群書類従を加へて四種あり。それら多少の異同あれども、要するに同じ本の異傳に止まれり。かくて今の諸本を以て抄出本と見る説と原本のまゝの姿を傳へたりとする説と二様ありて、永く學界の論議となりて今日に及べり。而して、その政事要略、坂上系圖に引ける文等によりて、今の本が抄録の本なることは略考へられたる所なるが、それらはいづれも、自家の必要上、文を節取せしものにして、姓氏錄の

文の全貌を見るに足らざる憾あり。然るにこの抄録の存するによりてその論は決定的に終結すべきものと見らる。そは何故ぞといふに、これは賀茂朝臣本系と鴨羅主本系との二條に止まれど、今の本のそれらの條と比較するに、いづれも今の本が原本を節取せるものなるを見ると共に、その節取の方法が必ずしも一樣にあらぬを見るなり。即ち今の本の賀茂朝臣の條は

賀茂朝臣大神朝臣同祖大國主神之後也、大田々（一名大賀率齋賀茂神社也）

とあるのみなるに、この抄録にはこの文を最初の二行として「也」を有せざるを異なりとし「次々十三行にわたりて、説く所あり。而して、その略ける部分のはじめに「仍負姓賀茂」といふが如きは必ず存すべき語なるを思ふときに、この十三行の文が今本に無きは、それが抄出本なる由を雄辯に告ぐるものなり。而してその文の中に「今上弘仁二年云々」とあるは、如何にも原本の委を明かに示したるものといふべし。又鴨羅主の條をば比較して見るに、これはその節取の方法は賀茂朝臣の條とは別にして、その

賀茂朝臣同祖

とある次に「神魂命孫武津之身命之後也」といふ十二字を略し、次に「神日本勢余彦天皇云々」より「天八咫鳥之號從此始也」まで本抄録にて三行許の文を記して、それより以下約三行の文を略せるなり。かくの如くにして、今の本が抄出本なるを知ると共に、その抄出の方式が一樣にあらざりて便宜に隨へるものなりを得たり。なほそれと共に、この二氏の系統の相委しき事實を知り得たると同時に、今傳はる賀茂朝臣本系と鴨羅主系同祖との賀茂朝臣本系と連絡の存すること又河合神職鴨羅主系同祖との鴨羅主本系と連絡の存することを知り得るなり。

さて、かくの如くに新撰姓氏錄の原本の委をこれによりて窺ふを得るものなるが、今この抄録のはじめに「卷第十七」とありて、賀茂朝臣は今の本も第十七卷に載すれど、鴨羅主は今の本には第十六卷に存す。これは如何なる理由ぞと考ふるに、卷第十七とあるは恐らくは賀茂朝臣の分に關するのみのものにして、鴨羅主の分にはその抄出の卷次を記さざりしものならむか。

以上説く所によりて今の本は抄出本なることを知ると共に、この抄録本の文が原本の文の委を傳ふるものなるを考へ得べし。今この抄録本にも誤寫の存するを見るは遺憾なりといはざるべからざれど、今の姓氏錄が抄本なることは從來推論に止まりしものが、この書によりて確定的のものとして實證せられたりといふべきものなれば僅々二尺餘の文獻なりといへども、學術上貴重すべき資料なりとす。而してこれは徳治三年以後の書寫なるべけれど、鎌倉時代の書寫たることは疑ふべからざれば、姓氏錄の古抄本としては現今にては最も古きものなりとす。

ここに鴨羅氏がこの文獻を今の世に傳へられたること、その撮影印行を本會に許されしことを感謝して止まざるなり。本書の複製は寫眞の都合にて少しく縮少せり。

昭和十四年九月二日

山田孝雄 識

昭和十四年九月廿五日印刷  
昭和十四年九月廿八日發行  
發行所 古典保存會  
右代表者 東京市神田區花房町五番地  
電話 七 七 七  
印刷所 金屬版印刷所  
東京市神田區花房町五番地  
古典保存會事務所  
電話 下 六 七 八 八  
編者 山口廣太郎 東京市神田區九段八番

終